

平成 19 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会  
会議録

平成 19 年 6 月 15 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

[平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会]

平成19年6月15日

午前 10 時 00 分

於 第3委員会室

日程第1 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第4 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
”	安 部 啓 治 議員	”	不 老 光 幸 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	古 川 泰 博
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	環 境 課 長	蜷 川 二三雄
人権・同和政策課長	津 田 秀 司	福 祉 課 長	新 納 照 文
すこやか長寿課長	木 村 和 美	国保年金課長	木 村 裕 子
子育て支援課長	和 田 敏 信	保健センター所長	木 村 努

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白 石 純 一
議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	満 崎 哲 也

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例改正2件、補正予算1件、意見書1件でございます。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。議案書は47、48ページ、条例改正新旧対照表は20、21ページでございます。

今回の改正は、事業所用指定ごみ袋の料金につきまして、近隣市との料金の均衡を図ると共に、事業系一般廃棄物の減量促進を目的としまして、1枚当りの単価を消費税等を除いた料金で、可燃専用袋の特大を現行の90円から135円に、可燃専用袋の大、不燃専用袋、ペットボトル・白色トレイ専用袋を40円から85円に改定するものでございます。

現行の料金は、本市が事業所用指定ごみ袋の導入をいたしました平成6年7月から据え置きしておりましたが、昨年4月から春日市が指定ごみ袋を導入し、それとの均衡を図るものでございます。

また、不燃ごみの少量排出家庭に対する公平な負担を確保するため、1枚当りの単価、消費税等を除いた料金で25円の家庭用不燃専用袋の小サイズを新たに作成するものでございまして、以上の関係で第5条の2につきまして第3号までを改正いたしまして、また特定家庭用機器廃棄物指定シールにつきましては、特定家庭用機器再商品化法いわゆる家電リサイクル法が浸透しましたことから、環境美化センターでの受け入れが必要でなくなりましたので、第5条の2項と第5条の2第5号を削除するものでございます。

ほかに第3条の第3項、第5条の1項で文言の整理を行っております。

なお、指定ごみ袋につきましては、規則を改正しまして、袋の厚さを7月引き渡し分から変更いたします。

6月の市広報ですすでにお知らせしておりますが、家庭用、事業所用とも可燃専用袋が厚さ0.04mmを0.03mmに、不燃専用袋が0.05mmを0.04mmに、ペットボトル・白色トレイ専用袋が

0.03mmを0.25mmにしております。

変更後の袋の厚さでも、近隣市町の指定ごみ袋の厚さとほぼ変わりませんし、最近の石油製品の高騰によります袋単価の値上がりに対応するためと、また可燃ごみの約30 t削減にもつながると見込まれますのご理解を賜りたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 事業所用のごみ袋の件なんですけども、事業所用のごみ袋で出さないといけない事業所の具体的な概念、例えば職員は何人以上の事業所とか、そういうものはあるのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 事業所用ごみ袋の使用につきましては、基本は事業活動で生じた事業系一般廃棄物を事業所用ごみ袋に入れ、家庭から出たものにつきましては、家庭用ごみ袋を使用するというようになっております。もちろん家庭と事業所が一緒になっておる場合でも、原則はそうなんですけども、いわゆる排出ごみの割合によりまして、明確な基準はございません。それで当然事業系一般廃棄物につきましては、事業用専用袋を使っただけということになっておりますので、事業所につきましては、事業所契約をきちんとしていただくように、私どもも今回の改正にあわせてまして回って、指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、課長の説明で言われた、よく私が目にするのも店舗と住居が一緒のようなところでは、どうもピンクの家庭ごみの袋に入れてごみを出されているという光景をよく見るんですけども、この特大の袋が1枚135円として、大体また一般の家庭用のごみ袋と同じ10枚一組として売られるというふうに思ってよろしいのでしょうか。そうなるとやっぱり10枚一組として1,350円ですよね、それを割高に感じる、特に中小の商店の方とかおられると思うんですけども、もう一度この値段、1枚135円になったその具体的な理由というのをお聞かせいただけませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 今回の値上げにつきましては、本市が可燃ごみを春日市にございます福岡市の南部清掃工場に搬入しております。そういったことと、新たな袋導入の動きの中では、家庭ごみ1、事業系2の割合での袋設定が進められております。そういうことで、本市におきましても、家庭系と事業系につきましてはですね、差を今度つくりましてやっていくということで、ご承知と思いますけども、事業ごみにつきましては、本来事業者が自ら処理をすると

いうふうになっております。そこで、市としましても一般廃棄物についての処理についてですね、家庭ごみと同じように指定袋を設けて、それで出していただくということにしてきた経緯がございますので、大きな考え方としては、家庭系1に対して事業系2の負担をお願いするものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） よろしいですか。

（藤井委員「はい」と答える）

○委員長（中林宗樹委員） 他に、不老委員。

○委員（不老光幸委員） 袋の厚みが薄くなりましたですね。それでさっき単価の値上げもありますということですけど、袋が破れるとかという耐性には問題ないのかということと、仕入れ原価は少し安くなるのか、値上げ分を拠出しても以前と変わらないのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） まず、強度の問題ですけれども、これは率直に言って厚さについて可燃ごみ袋は0.04mmを0.03mmにするわけですけれども、25%薄くなるということで、当然同じ強度ではないと。しかし、近隣市を見ますと、大野城市、春日市、そういったところの厚さと変わりませんことから、問題はないというふうに考えての改正でございます。また原価の関係ですけれども、ご承知のとおり石油製品が、この3月から更に大きく上がってまいりました。そういう中で石油製品1割から3割上がっておるという中ではございますけれどもですね、やはり薄くすることによる効果というのはございまして、約1枚当たり1円は逆に下げられた状況になるというふうになると考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 不老委員からの質疑の関連で言いますけど、薄くなることに対する、春日市さん、何か破損とかそういうクレームの多さとか何とかというのは事前に調査をされたのかどうか、もしくは現物を手に入れて実験なりをしてみたのかどうか、結局ですね、多数破れることによって、2枚重ねたりすれば逆に意味ないわけで、とりあえずそれについて回答願います。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） まず近隣市の厚みの状況ですけれども、福岡市さんが可燃袋で0.033mm、筑紫野市さんが0.04mm、春日市さんが0.03mm、大野城市さんは0.025mmです。本市は今度0.03mmにするわけですけれども、今、お示ししましたとおり、近隣と差はないというふうに考えています。ただよく破れておるのは、どうして破れるかと言いますと、角が当たったものはですね、0.01mmの違いでは、防げないのが普通ではないかと。普通に入れていただいて持ち上げる中では、この0.01mmの差は影響をほとんどしないというふうに話は伺っての改正でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） あとですね、事業用のごみ袋ですが、市内で年間の各事業所の使用量み  
たいなトータルは出ているのですかね。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 事業系のごみ袋全体では、784,800枚売れておるとというのが平成18年  
度でございます。

（安部啓治委員「78万・・・、もう一回いいですか」と呼ぶ）

○環境課長（蜷川二三雄） あの袋ごとに要りますか。

（安部啓治委員「いいえ、トータルでいいです。」と呼ぶ）

○環境課長（蜷川二三雄） トータルは、784,800枚です。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 概算ですけどね、今年度こう値上げすることによって、大幅に減るなら  
ば、逆に言えば一般家庭用ごみ袋を使う方に移行したと考えてもいいんじゃないかなと思うん  
ですよね、やっぱりその辺はまた追って調査を続けていったらどうですかね。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

（委員からの質疑なし）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第58号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を  
改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） まず、説明する前に資料を一部お配りして説明したいと思  
いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中林宗樹委員） 資料の配布をお願いします。

（事務局資料配布）

○委員長（中林宗樹委員） 資料の配布は終わりました。

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） それでは、ご説明いたします。議案書49ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

ここに理由として書いてありますように、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が、平成19年1月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、提案申し上げる次第であります。

別紙の条例改正の新旧対照表の最後の22ページをご覧くださいと思います。

そこに新旧対照表の改正前と改正後を示しております。第4条のところは休館日となっております。第4条の1号、これは毎週月曜日が休館日となっております。で、改正前の第3号のところ、「第1号の」というのは月曜日の休館日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日ということで、休館日が定められております。ところが今お配りしております来年度の2008年5月のゴールデンウィークのカレンダーを見ていただきますと、5月4日が「みどりの日」ということで休日になっています。で、本来ならば5日の日が振替休日になりますけど、5日の日も「こどもの日」、休日ということで、6日の日が振替休日ということで、この国民の祝日に関する法律が改正になったところでございます。そこで、ルミナスの開館に当たりましては、本来ならば5月5日が休館日なんですけど、この休館日が休日に当たるため、6日も振替休日に当たることから、7日の日が休館日ということになるところでございます。ということで、条例の新旧対照表の改正後のところを見ていただきますと、これも第3号のところですけど、第1号、月曜日の休館日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日ということで改正するところでございます。したがって、来年の5月の休館日につきましては、月曜日じゃなくて7日が休館日ということで改正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第59号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○委員長(中林宗樹委員) 日程第3、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。歳出の補足説明において、歳入が関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認めます。それでは歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

なお、歳出の説明の中で、歳入の説明に関する質疑がある場合は、歳出の質疑の際に、これを許可します。

それでは、補正予算書18ページから23ページの3款民生費、1項社会福祉費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(新納照文) それでは18ページ、19ページからご説明を申し上げます。

まず最初に民生委員等関係費でございますけども、これは骨格予算でございまして、当初まったく上がっておりませんでした。今回昨年度と同額の360千円を計上させていただくものでございます。これは民生委員協議会補助金という形で毎年支出しているものでございます。

それから次の社会更生関係費でございますけども、これにつきましても骨格予算でございまして、当初ゼロでございます。筑紫地区の保護士会がございまして、その中の太宰府支部への補助金でございます。昨年度と同額の40千円を計上させていただきます。

次の社会福祉協議会関係費でございますが、これも骨格予算でございまして、当初37,678千円計上させていただいておりましたが、平成18年度と同額の合わせますと75,356千円ということになりまして、差額の37,678千円を補正計上させていただいております。

その下の総合福祉センター運営補助金につきましても、まったく同じ事情でございまして、差額の3,778千円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 2目、すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） それでは続きまして、老人福祉費のご説明を申し上げます。

今回既にご承知のとおり、骨格予算ということでございましたので、まず、老人福祉センター関係費でございますけれども、これはセンターの開館が昭和51年ということで、もう既に31年を経過しようとしておりますけれども、そういうことで屋根がですね、雨漏りをしていると、漏水しているということからですね、今回防水工事費を計上させていただいております。

それから次に、在宅老人対策費でございますけれども、この中の介護予防・生きがい活動支援補助金と太宰府住みよか事業費補助金、これは年間予算額から骨格予算額の計上分を差引いた分を計上させていただいております。それから老人憩いの場整備補助金、これは今回あらためて計上させていただいております。

それで歳入の関連でございますけれども、この太宰府住みよか事業、13ページに民生費の県補助金がございますけれども、これは福岡住みよか事業費補助金ということで、県の補助金が2分の1まいっております。それから憩いの場の整備補助金につきましては15ページにですね、これは基金繰入金というところで、まほろばの里づくり事業基金繰入金というところでですね、これの基金をですね、一応この老人憩いの場の整備補助金に充当するというところで、この内の4,000千円を充当させていただいております。

それから次に敬老会費でございますけれども、これは敬老祝金、それから敬老会費の事業費でございますけれども、単価は昨年度と同額で、あらためて年間の予算額を計上いたしたというところでございます。

次に老人クラブ関係費でございますけれども、これはいわゆる老人クラブ補助金、それから老人クラブ連合会補助金、これを計上させていただいております、これも骨格予算ということでですね、今回骨格予算計上分を差引いた額で計上させていただいております。

これにつきましては、歳入の絡みでは13ページに、これも民生費の県補助金というのがございますけれども、この中に老人クラブ助成事業費補助金、それから老人クラブ連合会活動促進事業費補助金ということで、県の方から3分の2ずつの補助がっております。

最後に高齢化社会対策費でございますけれども、これにつきましても昨年度同様に、市が今現在高齢化対策の一つとしてやっておりますプラチナパソコン教室、場所はこれは南小学校の開放教室で行なっておりますけれども、そこで毎年やっておる事業でございまして、今年度からは、委託という形を取りまして、今回あらためて委託料を計上させていただいております。

これも歳入の絡みがございますけれども、15ページに雑入のところで民生費雑入の160千円、これにつきましては、開催が春と秋の2回行いましてですね、一応応募は1回40名ですね、そういうところで、お一人2,000円の春と秋の2回開催ということで160千円を計上させていた

だいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それでは3目の障害者対策費をご説明いたします。

まず、バリアフリー推進費でございますけれども、これは、県補助といたしまして、100%の補助となっております、急遽計上させていただこうということになります。正式名称はかなり長い交付金名でございますけれども、正確に申し上げますと、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業補助金という形になります。これは後からも出てまいりますので、一括して説明させていただきたいというふうに思います。

まず、工事請負費につきましては、営繕工事といたしまして740千円。これは障害者用のトイレの設置をしようというような形ですね、本市において2か所考えておるところでございます。

それから、備品購入費につきましては、施設一般備品としまして、拡大読書機というようなものがございます。これは窓口でなかなか文字が小さくて読めない、読み辛いという方々がかなりおられますので、機械によってそれを読み取りまして、ボタン一つでその文字が拡大できるというものでございます。これを2台分購入させていただこうというふうに今県の方に申請をいたしております。

歳入につきましても関連がございますけれども、4目の説明が終わった段階で一括して歳入の方もご説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、4目の障害者自立支援費につきましてご説明いたします。

まず、介護・訓練等給付関係費でございますが、消耗品費といたしまして324千円、これは精神障害の子供さんを持つお母さん方を対象といたしまして、いろんな啓発事業も含めた形ですね、お母さんたちを集めて子供さんたちとのコミュニケーション、学習をしようというようなところから、この事業を思い立っております、既にもう行っておりますけれども、名前が「象さん広場」という名前をつけまして、精神障害の子供さんたちに馴染みやすいような名前をつけまして、既に事業を開始しておりますところでございます。その中で必要なカラーマットとか、いろんな用具等が出てまいりますので、その金額に充てたいというふうに思っております。これも補助事業、100%補助でございます。

それから次の特別障害者手当等関係費でございますが、これは単費でございます、今般、市長のマニフェストの中で申し上げておりますように、特別障害者を対象といたしまして、給付事業を行おうというものでございます。この重度障害者福祉手当と正式名称を付けまして、18,096千円の予算を計上させていただいております。なお、対象の人数につきましては、約1,100名程度になろうかというふうに思っております。

続きまして、障害者在宅福祉関係費でございますが、これは福祉電話の基本料金補助を毎年行っております、実は一人分といたしまして、22,176円年間かかるわけでございますが、当

初の予算が6千円のみ計上させていただいておりました。これは当初の計上ミスということでございまして、申し訳ございませんけども、その差額の17千円を追加計上させていただくというものでございます。

それから次の障害者福祉団体助成金でございます。身体障害者福祉協会の補助金といたしまして、740千円を計上させていただいておりますが、これは骨格予算で当初ゼロでございました。

その次の心身障害者扶養共済制度掛金補助金、この分につきましても、当初ゼロの骨格予算でございますけども、今回881千円、13件分といたしまして計上させていただいております。

歳入の方になります。歳入はちょっと分けておりますので分かり辛いかと思います。

まず、今説明いたしました一番最後の心身障害者扶養共済制度掛金補助金、これは、22ページの欄を見ていただきますと、県の支出金でございますが、440千円がここに上がってくるものでございますが、20ページを見ますとトータルして6,103千円ということになっております。この440千円につきましては、13ページをご覧くださいと思います。13ページの15款県支出金の欄にですね、民生費県補助金でございますが、その一番上に440千円、心身障害者扶養共済掛金補助金として上げております。これがこの補助金でございます。

そしてちょっと戻りますが、21ページに戻っていただきますと、先ほどご説明を申し上げました3目と4目、これを合わせますと7,156千円になりますが、先ほどの440千円も含まれておりますので、その440千円を差引きますと、13ページの同じ欄の一番最後の項目にあります6,716千円という数字になります。これが、先ほど申し上げましたちょっと長い名称の補助金として入ってくる予定ということになっております。

5目の援護関係費でございますけども、これは遺家族等の団体助成金でございます。骨格予算でどちらともゼロでございましたけども、今回、平成18年度同額を上げさせていただいております。遺族会の補助金と筑紫原爆被害者の会の補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 人権・同和政策費につきましては、全般的な補助金、委託料と同じような政策的経費予算ということで、この6月補正に予算計上させていただいております。それでは項目別にご説明申し上げます。

19節負担金、補助及び交付金、自動車技能取得訓練補助金、これにつきましては300千円を計上しております。運転免許証を取得する際の補助金でございますが、15万円×2人分、300千円を計上しております。基本教習課程に必要な額の2分の1の額を補助するというようにしております。

それから敬老年金1,440千円を予算計上しております。対象者は公的年金が月額5万円以下、年齢71歳以上の方に月額4,000円を支給するものであります。予算は1人4,000×30人分の12ヶ月分、1,440千円を計上しております。

それから20節の扶助費ですけど、5才未満児医療費扶助ということで、100千円を計上しております。一般行政施策として乳幼児の医療制度で行っていますが、これを補完する事業として同和対策事業で5才未満児医療費用について、保険外の自己負担分を支給しています。本年度から自己負担額の70%の額を扶助費として支給しております。予算計上は4,100円×2人分の12か月分を予算計上しておるところでございます。

それから庶務関係費として、19節の負担金、補助及び交付金ですけど、運動団体補助金で10,461千円を計上しております。これは部落解放を運動する団体、3つの団体に補助するところでございます。運動団体として部落解放同盟筑紫地協に7,680,400円、全日本同和会太宰府支部に2,590,000円、それから福岡県地域人権連に190,000円、合計10,461,000円を補助金として支給するものでございます。

それから支部運営学習費補助金ということで、南支部に支部運営学習費補助金として1,700千円を支給するものでございます。これは法が平成14年3月に失効しまして、段階的にこの縮小を図っておるところでございます。平成13年度の100%の8,500千円から法が失効して順次減額しておりまして、本年度は平成13年度の20%、1,700千円という額を支給するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。項目が多いため1目の順に質疑を許可します。

それではまず民生費の社会福祉費、1目社会福祉総務費から質疑を許可します。1目について何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ2目に進みます。2目について質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 老人憩いの場整備補助金ですけども、これは具体的にどこからか要望が上がってきているんですか。それともとりあえず予算計上してあるのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 今のところ相談があっているのがですね、星ヶ丘区の方から一応上がってきております。

以上です。

（不老委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） プラチナパソコン教室事業委託料のところですけども、これはパソコン教室は何人ぐらいの方が受講の対象として設定されているのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 場所が先ほどご説明いたしましたように、南小学校の開放教室ということで、あそこにコンピューターの部屋がございまして、パソコンが置かれている部屋ですね、そこに20台パソコンがございます。それでいわゆる今までパソコンを扱ったことがないとか、本当に初心者という方を対象にしております、一応1台を2人で操作をするということで、1回に40名、一応春と秋というふうで開催しております。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ3目に進みます。  
3目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ4目に進みます。  
4目について質疑はありませんか。  
藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） その他諸費のですね、心身障害者扶養共済制度掛金補助金のところですけども、この共済の対象者は何人おられるのかというのと、あと給付の形はどういうふうに行われるのかをお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず人数でございますけども、対象人数は現在13人でございます。まあ13件という形で私ども捉えておりますけども、これは1件当たり1口だけ補助金の対象とするということになっておりまして、その1口がいくらかというのはですね、各個人によって掛金が違ってまいります。ですから月額2,000円の方もおられますし、月額6,000円の方もおられます。これはそれぞれの事情によって、掛金が変わってくるわけですけども、その内の1口だけがこの対象というふうになっておりまして、県と市の方で2分の1ずつの負担というふうになっております。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ5目に進みます。  
5目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ10目に進みます。  
10目について質疑はありませんか。  
藤井委員。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 10目の給付関係費の扶助費のところですね、5才未満児の医療費、先ほど説明の中で保険外のものに対する補助というふうに向いましたけども、厳密にこの保険外と

というのは、例えば入院したときの今自己負担になっていますけど、食事代ですとか、あと治療したときに固定するネットとかも場合によっては保険の適用から外れるんですけども、そういったものに対する適用というふうに捉えていいのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） この乳幼児医療については、4才未満児までは一般行政施策でみるようになります。で、4才から5才までの1年間をこの同和対策事業で適用することになります。で、一般行政施策で初診料、往診料が乳幼児医療から支給されます。で、この4才から5才、この分については一般行政施策で支給されませんので、この分について初診料、往診料、そういったものについて行政の同和対策事業で支給するという形になります。

○委員長（中林宗樹委員） いいですか。

（藤井委員「はい」と答える）

○委員長（中林宗樹委員） 10目他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければこれで10目を終わります。

次に、22、23ページの3款2項の1目と3目について、順に執行部の補足説明を求めます。  
子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 児童総福祉総務費の母子福祉関係費からでございますけれども、母子援助補助金150千円を計上しておりますが、これは母子家庭等と寡婦の福祉増進を図ることを目的として、太宰府市母子寡婦福祉会が設立されておりますので、そこに対する補助金でございます。

それから保育所費、最初に私立保育所施設整備補助金でございますけども、これは私立保育所が6か所ございまして、小規模な増改築、それから設備設置等に対して補助するものでございます。

それから私立保育所補助金ですけど、これは6か所の園、全てで行っております延長保育、それから、おおざの保育園で行っております一時保育、筑紫保育園、保育所太宰府園で行っております地域子育て支援センター事業等に対して補助するものでございます。

歳入が関連いたしますので、10ページと11ページをお願いしたいと思います。下の方の14款国庫支出金、2項国庫補助金の民生費国庫補助金でございますが、次世代育成支援対策ソフト交付金ということで、18,000千円。これは延長保育、18時から19時までの1時間分ということで交付金としてくる形になります。当初計上しておりました7,214千円と合わせまして、25,214千円がソフト交付金となるものでございます。

それから12、13ページでございます。県費の関係でございますけど、15款県支出金の県補助金でございますが、2目の民生費県補助金の2節児童福祉費補助金、ここに保育対策等促進事業費補助金ということで、10,186千円を計上しております。これは3分の2が補助されるものでございますので、その額でございます。先ほど申し上げました保育の関係、子育て支援セン

ター事業とか一時保育とか、そういうものにつきましたの補助でございます。

それからまた歳出に戻らせていただきますが、22、23ページの保育所費のその他の諸費でございます。これは保育所保護者学習会補助金ということで800千円ですけども、保育所は公立私立合わせまして8か所ございまして、現在のところまだおおざの保育園は保護者は設立されておりませんが、予算上、この内保護者会に100千円として計上しているものでございます。

それから続きまして、認可外保育施設職員健康診断費補助金126千円ですけど、これは認可外保育施設というのが市内に6か所ございまして、児童の安全衛生を確保するために職員1人4,200円を限度として、健康診断費を補助するというものでございます。今年度から新たに補助金として設けました。

歳入のところでもまた12、13ページでございますけれど、この認可外保育施設職員健康診断費補助金と言いますのは、先ほど児童福祉費補助金のところで設けておりますが84千円。これは補助率3分の2ということでございますので、84千円ということでここに計上をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、2項1目から順に委員からの質疑を許可します。

1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） ないようでございますので、これで2項について質疑を終わります。

次に、24、25ページの4項に入ります。4項災害救助費について、執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それでは災害救助費関係費でございますけども、この件につきましては、平成15年7月19日に豪雨災害に見舞われまして、その時に半壊、全壊をされた家屋のですね、建て直しという形で補助金を出すようになっておりました。これは貸付金がまず最初にありますので、それに対する利息の分だけを補助として出しましょうということで、年3%の補助金をですね、県と市がそれぞれ2分の1ずつ負担をするものでございます。それに伴いまして、現在12人の方が継続しておられますけども、その方への利子補給補助金でございますので、737千円を計上させていただいております。

歳入につきましては、13ページをご覧いただきたいと思っております。県支出金の民生費の関係でございますけども、その中にその枠の中ですのね、1の社会福祉費補助金の下から2番目の欄に災害援護資金利子補給補助金ということで389千円、2分の1の金額をここに計上させてい

ただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ次に進みます。

24ページから27ページの4款衛生費、1項保健衛生費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） まず、1目の保健衛生総務費、負担金、補助及び交付金の13,116千円の追加でございます。まずその前に7節の賃金以外は全て骨格予算でございましたので、その追加をさせていただきをお願いしております。

それでまず19節の負担金、補助及び交付金の関係でございますが、まず、食生活改善推進協議会補助金でございます。これ50千円、この分は食生活推進委員さんの活動に対する補助金でございます。この推進委員さんは、公募いたしまして1年間うちの方で研修をしていただいて、この方たちのOBの方が各区に下りていただきまして、食生活の指導をしていただく方分でございます。ちなみに平成19年3月末で推進委員が107名でございます。

次に、4項目「筑紫地区」と全部付いておりますけども、これはおの筑紫地区4市1町、平成18年4月1日現在で412,692人住民がおられるわけですが、合同で医療事業をしております、この補助金でございます。それでこの金額というのがですね、全体必要経費額の人口割でございまして、太宰府市は16.29%の1年分の補助割当金額でございます。まず、筑紫地区病院群輪番制病院運営事業補助金、これ5,069千円をお願いしております。この病院群輪番制と言いますのは、1年間毎日365日、17時から翌日の9時までの救急体制の対応を病院で処理しております。これは筑紫地区で10か所ございます。それで年間利用者が一応去年の実績は25,600人でございます。

それから次に、筑紫地区歯科全休日急患診療確保事業補助金504千円をお願いしております。この制度はですね、平成18年4月から開始いたしまして、全休日、日曜日ですね、それとお盆、年末年始の営業でございまして、場所は春日市にあります筑紫歯科医師会館の1か所でございます。年間利用者は平成18年度で646人でございます。

次に筑紫地区小児救急医療支援事業補助金でございます。これ6,779千円をお願いしております。

この補助金に対しまして、歳入がありまして13ページをお開きをお願いします。12、13ページですね。この15款の県支出金の3の衛生費県補助金1,237千円を県の基本額補助金として見込んでおります。

また歳出にまいります。それと今の小児救急医療の説明でございますが、これは平成16年10月に開始いたしまして、全日、これは毎日ですね、17時から23時、それから日祝日は9時から23時まででございます。それでこれは徳洲会病院と福大筑紫病院にお願いしております、年間利用者が19,342人の実績があります。

次に、筑紫地区在宅当番医制事業補助金714千円をお願いしております。この制度は筑紫地区の個人でやってあるお医者さん、これは休日、日曜日の昼間、9時から17時を担当していただきまして、輪番制でございます。これはいつもご存知だと思いますけど、市の広報で後ろから3ページ目にいつも載せております。それで年間利用者が1,595人、その中で、103箇所で行っております。

次に、7節の賃金でございますが、これは賃金1,707千円についてでございますけども、これは、保健師産休代替、7月分から平成20年3月までの9か月分の金額でございます。

それから次に、老人保健費の委託料でございます。1,008千円について説明いたします。この委託料につきましては、センターで行っております集団検診、診査料の中ですね、C型肝炎の検査の分でございます。この対象者は平成19年度から40歳、社会保険本人は除きますけども、それと政府管掌保険による平成14年から平成18年度までの対象者検査漏れの受信見込みの合計800人分の金額を予定しております。

これに伴いまして、歳入11ページをお開きをお願いします。10ページ、11ページですね、これに14款国庫支出金188千円と、12ページ、13ページの15款県支出金188千円同額でございますけども、歳入として見込んでおります。これは共にですね、県、国とも、それと太宰府市を入れまして3分の1ずつ負担をするという金額でございます。

それと今度は歳入の15ページをお願いします。14、15ページ、20款の諸収入、5項の雑入でございますけども、その中の衛生費雑入691千円と上から3番目に上げておりますけども、これは今のC型肝炎検査の分の個人負担金分650人分の455千円を上げさせていただいております。691千円の内の455千円が保健センターの分でございます。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 続いて、環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 6目環境衛生費、環境美化推進費の13節散乱ごみ収集委託料は、市内の幹線道路を中心に5コースの美化作業の7月以降分126万円を追加補正させていただくものでございます。

特定財源に繰入額63万円となっておりますが、歳入の補正が関連しますので、恐れ入りますが歳入の14、15ページをお願いいたします。基金繰入金の1節まほろばの里づくり事業基金繰入金10,751千円の中に、事業費の半額63万円分が含まれております。

歳出に戻りまして、次に、19節の古紙等資源再利用事業奨励金25,910千円ですが、骨格予算では4月から6月までの3か月分のみの計上でしたので、年度分見積り額の不足分を上げております。奨励金の額7円/kgは変わりません。

クリーンデー実行委員会補助金は、前年度同額の80千円を今回補正させていただいております。

生ごみ処理機購入補助金は、生ごみ処理機等を購入された方に、購入代金の半額、最高2万円を限度として補助するものでございますが、250千円を補正させていただきまして、年間予算額500千円にいたします。

地域美化推進事業補助金は1,540千円を補正させていただき、前年度同額の予算額にさせていただきます。これは各区で取り組まれます地域美化活動に5万円を限度として交付するものでございます。

古紙回収システム推進補助金は、各行政区の中で取り組まれました古紙等の集団回収の実施月数と、区の世帯数に応じて交付しているものでございまして、集団回収をより取り組んでいただくことを狙いに行っているものでございまして、前年度同額の3,000千円を今回補正させていただいております。

環境衛生諸費の19節筑紫地区衛生協会補助金60千円は、筑紫地区の飲食店等で構成されております協会の衛生面の活動に筑紫地区4市1町同額の補助を行なっているものでございます。

北谷区合併処理浄化槽管理組合助成金3,640千円は、太宰府北寿苑の建設に係る北谷区との約束で、公共下水道が整備されるまでの間、浄化槽設置世帯と公共下水道利用世帯との平均的差額の一部を助成させていただくものでございます。

続きまして7目の公害対策費でございます。公害対策関係費の9節旅費の特別旅費として236千円を計上いたしております。これは昨年11月に筑紫野市と小郡市と本市とが中心になりまして、「産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める福岡県促進期成会」が県下24市長と27市議会議長を会員として結成されました。産廃処分場問題の解決のための活動として、国への要請行動等が予想されますことから特別旅費を計上させていただくものでございます。

この財源につきましては、山神水道企業団からの費用全額が拠出されることとなっておりますので、歳入の14、15ページをお願いいたします。20款諸収入の雑入、衛生費雑入の691千円の内、歳出と同額の236千円を補正させていただいております。

次に、19節の福岡空港住宅騒音防止対策事業補助金の149千円でございますが、これは民家防音工事の5%を市が負担することとなっております、事業を進めます独立行政法人空港周辺整備機構からの本年度の事業見込額2,997千円の5%を計上しているものでございます。

次に、テレビ受信障害対策費補助金でございますが、航空機騒音対策の一環として、第一種騒音対策区域でNHKと放送受信料契約を結んだ方に対して、財団法人空港環境整備協会がNHKに放送受信障害対策事業として受信料の減額措置を行なう場合に、空港環境整備協会に対して補助金を交付するものでございます。カラー契約の単価5,655円の180件分を見込みまして1,018千円を計上しております。

なお、空港環境整備協会に交付します補助金額の95%は国からの補助がありますので、歳入の10、11ページをお願いいたします。14款2項2目衛生費国庫補助金、2節の公害対策費補助

金に967千円を計上いたしております、市の実質負担率は5%となります。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時19分

○委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 先ほど4款1項について、執行部からの補足説明が終わりましたので、1目から順に委員からの質疑を許可します。

まず、4款1項1目について質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 筑紫地区小児救急医療支援事業補助金の説明のところですね、事業の実施の時間のところが23時までというふうに説明の中で言われましたけれども、この23時までというのは、これは受け入れの病院側の都合でこういうふうになっているのか、それとも市の事情としてこういった形になっているのでしょうか。小児のお子さんの熱発とか、そういった病気が出るというのは、23時までとは限らずに24時間発生する可能性があることだと思うんですけども、ちょっとその点だけ確認をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） これはですね、開設するときいろいろ病院とお話し合いをしまして、23時までには必ず小児科のお医者さんがおると。今まではですね、小児科以外でも診ていたんですよ。必ず23時までおるという約束で23時までといたしております。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ3目に進みます。

3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ4目に進みます。

4目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 6目について質疑はありませんか。

安倍啓治委員。

○委員（安倍啓治委員） 二点お尋ねします。まずここでいいのかがちょっと分からないので

すが、環境月間ということで、下でイベントをやっていますよね、その中をちょっと見ておいたら、6月3日から9日までが事業者の環境週間というふうに銘打っておるんですけど、これは事業者に対してどういうふうなアクションを興しているんですかね。まずそれからお答えください。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 環境美化強調月間ということで、本市では6月を環境美化の取り組みとして、各地区で環境美化の取り組みをさせていただいています。これは6月5日が環境の日と定められておりまして、それを中心に1週間が環境美化の週間ということで事業者の方でも取り組んでいただいております。なお、下の環境ポスターの掲示でございますけれども、これは事業所のボランティアグループ「エコワークネットの会」の方で毎年取り組んでいただいております。優秀賞に入賞された皆さんには、ボランティア団体の方からの表彰もいただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 事業者としては、じゃあそのイベントの後援というか、をしているだけで、特に事業所としてですね、周辺の環境整備であるとか、クリーンデーに類似したような活動とか、そういうことをその1週間ですということではないのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 2年前までは先ほど申しあげました事業所ボランティアグループの「エコワークネットの会」が太宰府市のメインの道路等を会員さんに集まっていたいただいて、美化活動をしていただいておりますが、ちょうど各行政区でも環境月間とはしておりますけれども、第1日曜日を中心に地域の美化活動がされております。そのために美化活動は会員さんも各地域の中でやった方がいいということになりまして、具体的な事業所ボランティア団体としての取り組みは去年今年とあっておりません。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） もう一点ですね、昨年ですか、分別収集のチェックを徹底的にやりましたよね、その効果と言いますか。それとですね、特に太宰府市の場合は住民の異動が結構学生さん等おりますので激しいと思いますけど、これを毎年1回とか継続して今後もやっていくのかどうか、それについてお尋ねします。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 指定ごみ袋への分別の徹底につきましては、昨年の10月来現在も継続をしておりまして、混入物のあるものにつきましては、ペットボトル・白色トレイ専用袋に限らず、不燃袋についてもいたしております。始めました当時は非常に混入物の袋が残った状態でございましたけれども、その数は減ってきておりまして、地域での声掛けが浸透しているものと理解しておりますが、中にはやはり残っておりまして、挙句の果てはよその人が置いたと

いうふうに言われるところがこの頃は増えてきているのが気になるところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ7目に進みます。

7目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 7目なければ次に進みます。

26、27ページの4款衛生費の2項清掃費について、2目から順に執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 2目塵芥処理費の美化センター関係費、19節の地元協力金は、議会2日目の質疑で市民生活部長が説明いたしましたとおり、環境美化センター設置に関する協定書等に基づきまして、高雄区に年1,000千円、高雄農事・水利組合に年3,300千円の計4,300千円の地元協力金をお支払いするものがございます。

それから3目し尿処理費のし尿処理関係費、19節合併処理浄化槽設置整備事業補助金も質疑の中で部長より説明いたしましたとおり、北谷・内山区域の一般家庭の合併処理浄化槽設置につきまして、骨格予算では6月までの申請に対応するため、1,170千円を計上しておりましたが、今回、年度分の見込みを5人槽2基、7人槽3基、10人槽2基分といたしまして、1,836千円を追加補正させていただくものでございます。

この事業は、基準額について国、県、市が3分の1ずつを負担することになっておりますので、歳入予算の補正を伴っております。恐れ入ります、まず、10、11ページの下から2段目、14款2項2目衛生費国庫補助金の1節、清掃費補助金に循環型社会形成推進交付金として612千円、次の12、13ページ、下から2段目、15款2項3目衛生費県補助金の2節清掃費補助金に浄化槽設置整備事業補助金612千円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、2目から順に委員からの質疑を許可します。

まず、2目について質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） これは農林の関係になると思うんですけど、水利組合に3,300千円補助を出してありますね。しかしあその地元では、田植えの時期になったら水の問題でやっぱりいろいろと、もめごとがあっているんですよね、私も現場に行きましたけども、そういうような問題があるので、ちょっとこの水利組合のあり方がどういうふうに、まあ役員さんがどういう調整をしてあるのか知りませんが、そういうもめごとがあるということを一応知っておってください。環境課長の方は補助金を出すだけで、向こうの方との絡みはちょっと分からんだろうから、一応協議しておいてください。後で個人的に聞きに行きますということで、

一応それを要望しておきます。

○委員長（中林宗樹委員） 要望ということで聞いておいてください。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ3目し尿処理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ次に進みます。

5款労働費、1項労働諸費について、執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 労働諸費につきましてご説明いたします。シルバー人材センター関係費でございますけれども、これは骨格予算でございまして、シルバー人材センターの補助金を計上させていただくものでございます。年額が11,560千円になりまして、その差額の5,660千円を計上させていただいております。なお、この金額につきましては、国の基準額同額でございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ次に進めさせていただきます。

次に、32、33ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費の5目幼稚園費について、当委員会所管分となっておりますので執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 幼稚園就園奨励費補助金でございます。これは市内に5か所の私立幼稚園がございまして、この補助金は保護者負担保育料の軽減を目的とするものでございまして、支給対象、それから支給額は保護者の所得状況に応じて設定されているところでございます。

歳入が関連いたします。10、11ページ、11ページの一番下でございますが、国庫補助金として17,984千円。これは補助率案の3分の1以内で予算の範囲以内とされておりますことから、実績で約8割の額を見込んでいるところでございます。

歳出に戻させていただきます。私立幼稚園運営費補助金でございますが、1,533千円。これは幼稚園の施設整備、それから教材の整備等に対するの補助でございまして、1園につきまして、均等割10万円、園児数割1人1,000円で算定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) なければ、以上で歳出を終わります。

それでは、補正予算書10ページをお開きください。

10ページから15ページの歳入に入りますが、先ほど歳出で説明していただきました以外で、歳出に関連していない箇所がありましたら、補足説明をお願いします。

環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) 10ページ、11ページの真ん中辺りに、13款2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料にごみ処理手数料として8,894千円を計上いたしております。これは先程、議案第58号で説明をいたしました事業所用ごみ袋料金の改定によります増収分でございまして、平成19年度年間ベースで35,576千円、その効果を4分の1とみまして8,894千円計上いたしております。

以上でございます。

○委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

他に執行部からの補足説明はありませんか。

(その他執行部からの補足説明なし)

○委員長(中林宗樹委員) ただ今の説明に対し、委員からの質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) 以上で、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出、その他全般について、委員からの質疑を許可します。質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員(安部 陽委員) 今度、市長が特に教育と福祉についての見直しと言うか、それに力こぶを入れたいということやったですね。で、この福祉関係で昨年度の予算からどのように変わっているのか、ちょっと変わっている部分と伸びた部分が分かればちょっとその辺簡単に説明をお願いします。

○委員長(中林宗樹委員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(永田克人) 大きくは市長のマニフェストの中で、指示されたものにつきまして、今回予算計上いたしました21ページ、下の障害者自立支援法の中で扶助費として、特別障害者等に新たに福祉手当を扶助するというようなこととございまして、これについての詳細については、今後検討いたしまして、規則等の制定に努力したいということで考えております。

以上でございます。

○委員長(中林宗樹委員) 安部陽委員。

- 委員（安部 陽委員） 金額の伸びは分かりませんね。
- 委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（永田克人） 全体の伸びということでしょうか。
- 委員長（中林宗樹委員） 安部陽委員。
- 委員（安部 陽委員） 全体と言うか福祉関係。
- 委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（永田克人） そこまでの資料は持ち合わせておりませんが、当然当初予算の分と合計してくればおのずと出てくるんじゃないかというふうに考えますけど。
- 委員長（中林宗樹委員） 安部陽委員。
- 委員（安部 陽委員） 後日でいいですよ。
- 委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（永田克人） 後日でいいですか、では後日お知らせします。
- 委員長（中林宗樹委員） はい、それでは後日資料の提出をお願いします。
- 他にございませんか。
- 子育て支援担当部長。
- 子育て支援担当部長（村尾昭子） 今のご質問の補足でございますが、子育て支援ということで、市長のマニフェストに上がっていた分ではありません。こと細かな分が上がっている分ではありませんが、子育て支援ということで、先ほど課長が説明いたしました歳出23ページのその他の諸費で認可外保育施設職員健康診断費補助金、これが平成19年度からの新規の補助金、新規事業ということで上げているものがございます。あとの予算につきましては、大体、今、健康福祉部長も申しておりますが、平成18年度から特段伸びているということではございません。大体平成18年度と同じというところで、この今日いろいろなもろもろの説明をいたしました補助金等も平成18年度並というところがございますので、自然増に伴う事業費等が少々伸びている分はありましても、大体、この補正のところでも平成18年度のところを要っているというところがございます。
- 以上でございます。
- 委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（永田克人） 先ほど、後日資料というふうに申し上げましたけれども、当初に議員さんにお配りしました補正予算書説明資料というのがあるかと思えます。その3ページを見ていただきましたら分かりますように、民生費の欄につきまして、平成19年度予算については、最終的に肉付け予算後については、47億6,900万円ということがございます。これを平成18年度に比較しますと、44億円でございますので、約3億6,000万円の、A マイナス B 360,282千円の伸びと言うことで、ここに表れていますように、平成18年度よりも増額計上をしたというふうなことが見られろるかと思えます。
- 以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽委員、それでよろしいでしょうか。そうしたら資料は要りませんね。

（安部陽委員「はい」と答える）

○委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長ありがとうございました。ではこれでいいそうです。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ、以上で説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 補正予算についてですけれども、市長の選挙でのマニフェストでも言われているとおり、福祉、教育の部分、福祉に関しては手厚くなっているような事業内容の説明を受けて感じました。バリアフリーの問題についても拡大図書機2台の購入とかですね、大変、障害をお持ちの方への読書活動についての参加を広げる機会でも大変重要なことだとは思いますが、その一方で法律が失効している同和対策について、未だに自動車取得技能補助金ですとか、敬老年金とか、あと扶助費の問題でも医療費、5才未満児の医療費についても月4,100円ということで予算化されています。で、一般の市民の方は4才で医療費の支援に対するものは打ち切られるという中で、一般住民とこの同和地区の方の住民との格差がある予算に対しては賛成することはできないということだけを述べて討論を終わります。

○委員長（中林宗樹委員） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第60号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対1名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

○委員長（中林宗樹委員） 次に、日程第4、意見書第3号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」を議題といたします。

ここで報告します。先ほど藤井雅之委員から意見書第3号に対する修正案が提出されました。

これから事務局より修正案の配布をお願いします。

(事務局修正案配布)

○委員長(中林宗樹委員) お手元にお配りしておりますとおり、藤井雅之委員から意見書3号について、別紙修正案のとおり修正案が提出されております。

ここで修正案について、提出者の説明を求めます。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 意見書第3号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」に対する修正案について説明いたします。

まず、この意見書に賛成の立場でこの修正案を提出いたしました。理由としまして、京都議定書の削減目標を明確にした方がより一層地球温暖化防止対策の強化を求める点では、政府に対してもきちんと明確な目標を持たせる上で意見書の効力が大きくなるのではないかということを感じましたので、修正案として提出いたしました。

資料の裏面にあります文書のところを次のように修正をいたします。原案6行目にあります「このような状況下、環境立国をめざす日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきである。」というところに対しまして、出だしのところですね、「このような状況下、環境立国をめざす日本は、京都議定書の完全実施と中長期の削減目標を明らかにし、」を追加することを提案いたします。

二つ目に、原案の本文の中にあります記5.で「今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性のあるものとするため、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。」に関してですけれども、日本共産党は環境配慮契約法の採決時には原子力発電所の安全性の関係が明確にされていないということで、国会では反対の意見を表明しております。その点も加味いたしまして、「今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性のあるものとするため、原子力の安全性を確保しつつ、」という一文を入れさせていただきました。

以上です。

○委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

これから、意見書第3号の修正案に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

(委員からの質疑なし)

○委員長(中林宗樹委員) 質疑なしと認めます。

それではここで暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時59分

○委員長（中林宗樹委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） それでは、意見書第3号の修正案に対する協議を行います。

委員の皆さんからご意見はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 全文の部分で、原案本文6行目からですね、「このような状況下、環境立国をめざす日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきである。」を改める部分については、賛成いたしますが、以下の原案本文中記5.以降は認められないので、一部のみ賛成いたします。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今の安部啓治委員からのご意見は、意見書修正案の1番目の「京都議定書の完全実施と中長期の削減目標を明らかにし」というところの挿入は認められるが、2番目の「原子力の完全性を確保しつつ」というところについては認められないというご意見ですね。

（安部啓治委員「はい、そうです。」と答える）

○委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。他に意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで修正案に対する協議を終わります。

修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、意見書第3号の修正案の中で、先ほど、安部啓治委員から意見が出されました「京都議定書の完全実施と中長期の削減目標を明らかにし」というところのみ加えるという動議について採決いたします。

修正案の一部を除き修正可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第3号の修正案は一部を除き修正可決すべきものと決定しました。

〈修正可決 賛成5名、反対0名 午前11時8分〉

○委員長（中林宗樹委員） 続いて、意見書3号の修正部分を除く原案について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで、協議を終わります。

次に、意見書3号の修正部分を除く原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書3号の修正部分を除く原案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、修正部分を除く原案は可決されました。

意見書第3号は、修正可決として本会議に報告いたします。

〈修正部分を除く原案可決 賛成5名、反対0名 午前12時3分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(中林宗樹委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後0時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 19 年 8 月 27 日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹